

新住宅市街地開発法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 処分計画において、造成宅地等につき、公募をしないで民間事業者を譲受人と定めることができる場合の要件緩和

一 民間事業者が建設すべき集団住宅の戸数を十戸に引き下げること。
(第四条第一項関係)

二 民間事業者が住宅の建設工事を請け負うことを条件として当該住宅の敷地の用に供する宅地の譲渡を行い、当該請負契約に基づき住宅を建設する事業を追加すること。
(第四条第一項関係)

第二 造成宅地等に関する権利の処分についての都道府県知事承認の適用除外

造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない場合は、第四条第一項第五号に規定する事業により当該事業を行う者から住宅及びその敷地又は住宅の敷地の用に供する宅地に関する所有権が移転する場合とすること。
(第十条関係)